

理事会議事録謄本

公立大学法人岐阜県立看護大学 令和6年度第5回理事会 議事録

1 開催日時 令和7年3月24日(月) 9:52~11:06

2 開催場所 公立大学法人岐阜県立看護大学 会議室1

3 理事の定数 6名

4 出席理事の氏名	理事長	北山 三津子
	理事	松下 光子
	理事	梅津 美香
	理事	土井 充行
	理事	國枝 敏郎
	理事	水谷 邦照

5 出席監事の氏名	監事	滝 文謙
	監事	渡辺 俊介

6 付議事項

第1号議案 令和6年度収支補正予算について

第2号議案 令和7年度収支予算について

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員退職手当規程の一部改正について

第6号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学契約職員就業規則の一部改正について

第7号議案 教職員の人事について

第8号議案 教員の定年退職の特例の適用について

第9号議案 教員の定年退職の特例の適用の延長について

7 議事経過の概要及び結果

9時52分、土井事務局長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第16条第1項の規定により議長となり、9時56分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数6名のうち、出席理事6名で、定款第16条第3項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。

議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、松下理事及び梅津理事を指名した。

第1号議案 令和6年度収支補正予算について

議長は、第1号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第1号議案を可決した。

第2号議案 令和7年度収支予算について

議長は、第2号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第2号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

インターネット出願システムについて質問があり、令和7年度より大学入学共通テストの出願が電子化されることに伴い、本学のネット出願システムを改修するための予算計上で、改修費用は大学入試センターから支援されず、大学で負担する必要があることが説明された。

勤怠管理システムについて質問があり、年次休暇や振替休暇等の取得手続きを電子化するもので、これによって事務の効率化、ペーパーレス化が進められることが説明された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第2号議案を可決した。

第3号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則の一部改正について

第4号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程の一部改正について

第5号議案 公立大学法人岐阜県立看護大学職員退職手当規程の一部改正について

議長は、第3号議案から第5号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第3号議案から第5号議案までを説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

扶養手当の支給にあたり所得制限は設けられているのか質問があり、所得制限は設けていないことが説明された。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第3号議案から第5号議案を可決した。

第6号議案 公立大学法人岐阜県立契約職員就業規則の一部改正について

議長は、第6号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第6号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第6号議案を可決した。

第7号議案 教員の人事について

議長は、第7号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第7号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

教員の昇任基準について質問があり、職位に応じて、教育経験の実績や、学術論文の発表数が規定されていることが説明された。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第7号議案を可決した。

第8号議案 教員の定年退職の特例の適用について

第9号議案 教員の定年退職の特例の適用の延長について

議長は、第8号議案と第9号議案について、一括審議することを提案した。

事務局は、議案書に基づき第8号議案と第9号議案までを説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

特例の適用にあたって該当する条項について質問があり、ともに第24条第1項第1号及び第3号に該当することが説明された。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第8号議案と第9号議案を可決した。

第1号報告 公立大学法人岐阜県立看護大学契約職員給与規程の一部改正について

第2号報告 教職員の人事について

第3号報告 組織の長の人事について

第4号報告 令和7年度職員体制について

第5号報告 各対策会議の開催について

議長は、第1号報告から第5号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第1号報告から第5号報告を説明した。

議長は、報告事項に対し、質問、意見等を求めた。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、11時06分、理事会の閉会を宣言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

令和7年3月31日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和6年度第5回理事会

議長 理事長

北山三津子

議事録署名人 理事

松下光子

議事録署名人 理事

梅津美香